

尾張旭市監査公表第39号

令和8年4月30日付け尾張旭市監査公表第22号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年5月13日付け8財第20号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年5月29日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 芦原 美佳子

総務部財政課

監査の指摘事項	措置状況
<p>令和6年度の尾張旭市施設管理協会負担金返納金の収入手続を確認したところ、本来、同年度の歳入とすべきものを、令和7年度の歳入としていた。すなわち、同課は、同返納金について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、調定を決議することのないまま、令和6年度中である令和7年3月31日付けで納入の通知（返納期限は同年5月30日）をしたが、市が当該収入の納入を認識したが、令和6年度の出納閉鎖後である令和7年6月3日であったことから令和7年度の歳入とし、収入後に調定を決議していたものである。この点、随時の収入で、納入通知書を発するものの会計年度所属は、当該通知書を発した日の属する年度になる（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第142条第1項第2号）ことに照らすと、令和6年度中に納入を通知した当該収入は同年度の歳入とすべきであった。また、この処理によって、現年度の調定に係る歳入について当該年度の出納閉鎖期日までに収入済みとならなかったもの（不納欠損として整理されたものを除く。）があるときは、未収入金とし</p>	<p>指摘の前段については、事務手続上令和7年4月に納入通知をして令和7年度歳入とすべきところ、誤って令和7年3月に納入通知をしたことによるものであることから、今後は、会計年度所属区分を十分踏まえた通知等事務手続を行うよう徹底する。</p> <p>また、指摘の後段の事後調定については、当該歳入の予算科目については、令和8年度から財務会計システムの設定を事前調定に変更した。今後は、調定を決議した上で、納入義務者に対して納入の通知をするよう徹底する。</p>

て翌年度に繰り越し、当該年度の6月1日に調定しなければならない（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第22条第1項及び第3項）ところ、そもそも令和6年度の歳入として調定していなかったことから、同年度の未収入金として令和7年度に繰り越すこともしていなかった。

歳入の会計年度所属区分を間違えないようにされたい。

なお、これらの処理により、本市の歳入歳出決算事項別明細書（政令第166条第2項）には、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第16条の2で定める様式に準じて目別の収入未済額を記載していることからして、令和6年度における市の現年度分の未収入金が、市の決算（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条）に反映されないこととなってしまう、その正確性が損なわれるものである。

決算処理を正確にされたい。

さらに、歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金の収納の前に行われるものである（会計規則第4条及び第5条）。そもそも、同課は、同返納金について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けており、この点も不適切である。

適時適切に調定を決議されたい。

尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号）第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免

尾張旭市契約規則第32条第8号に基づいて契約保証金を免除する場合は、その理由を契約伺いに記載するよう徹底する。

除することができる（同条第8号）。

同課は、令和7年度液化石油ガス（プロパンガス）の単価契約について、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除としていた。

契約事務を適切に実施されたい。